

昭和女子大学学友会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、昭和女子大学の建学の精神に則り、学生の自治活動により大学と協力しながら学生相互の研学・修徳・親和をはかり、併せて学生の総意を反映・実現し学園生活の向上発展に資することを目的とする。
- 第2条 本会は、昭和女子大学学友会と称し、本部を大学内に置く。
- 第3条 本会は、昭和女子大学の全学部学生を以って会員とする。
- 第4条 本会には会長、副会長、書記、会計を置き、学生の中から選出された者がこれにあたり、任期は1年とする。ただし重任を妨げない。
- 第5条 本会には第2章第3節に定める学友会執行部及び同第4節に定める各委員会を置き、学生部長・学生部次長及び学生部委員をアドバイザーに置く。本会の会長、副会長、会計、書記は学友会執行部の会長、副会長、会計、書記を兼ねる。各委員会には委員長、副委員長、会計を置く。

第2章 組織及び運営

第1節 学友会学生総会

- 第6条 学友会学生総会（以下、学生総会）は、本会の最高決議機関とし、本会のすべての会員で構成される。本会員はこれに出席する権利と義務を有する。また、学生部長はこれに参加する。
- 第7条 学生総会は、次の事項を決定する。
1. 第2節に定める運営委員会から提案された事項
 2. 予算及び決算
 3. 規約改定
 4. 会長、副会長、書記、会計の選出
- 第8条 学生総会には学友会学生総会運営委員会の構成員から次の役職を置き、学生総会ごとに選出する。
1. 議長1名 学生総会を代表し、議事を整理し、会務を統括する。
 2. 副議長1名 議長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。
 3. 書記2名 議事録の作成、保管を行う。
- 第9条 学生総会は定例総会と臨時総会から構成される。
1. 定例総会は、前期・後期各2回これを開く。
 2. 臨時総会は次の場合開くものとする。
 - (1) 学友会学生総会運営委員会が必要と認めた場合
 - (2) 学生総会の全会員の3分の1以上の要請があった場合

- 第10条 学生総会は、会長がこれを招集する。
- 第11条 学生総会の開会及び議事内容は 全て7日前までに公示する。但し緊急の場合でも前日までには公示する。
- 第12条 学生総会は次の場合成立する。
1. 学生総会の全会員の10分の1以上の出席があった場合（委任状を含む）
 2. 議題についての有効投票数が学生総会の全会員の10分の1以上あった場合
- 第13条 学生総会の議決は次のとおりとする。
1. 学生総会で出席者の過半数を超えた承認がある場合。
 2. 前条第2項の場合有効投票数の過半数ただし、規約改定の場合のみ3分の2以上とする。
- 第14条 本会員は1人1議決権（票）を有し、止むを得ない事情がある場合は、委任状によることができる。

第2節 学友会学生総会運営委員会

- 第15条 学友会学生総会運営委員会（以下、運営委員会）は、学生総会の運営機関であり、次の事項を行う。
1. 学生総会への提案事項の審議
 2. 予算決算に関する事項
 3. 各機関との連絡と調整に関する事項
 4. その他全学生に対する公示、報告、調査等の執行機関としての任務に関する事項
- 第16条 運営委員会は、第3節に定める学友会執行部委員の会長、副会長、書記、会計及び第4節に定める各種委員会の委員長、副委員長、会計からなる。学生部長はこれに参加する。
- 第17条 学友会の会長、副会長、書記、会計に立候補する者は、運営委員会に申し出るものとし、運営委員会はこれに基づき候補者を取り纏め、学生総会にて選出する。会長、副会長は、この規約に定めるいずれかの委員会で1年以上の経験を有することが望ましい。
- 第18条 運営委員会は必要に応じ、会長の召集または本会委員の要請によって随時開くものとする。

第3節 学友会執行部

- 第19条 学友会執行部は学生生活を豊かにするため、大学に対する意見を学生から聴取・取纏め、大学に反映する活動を行う本会の執行機関である。
- 第20条 本執行部は有志で構成されるが、会長、副会長、書記、会計は学生総会で選出された学友会の会長、副会長、書記、会計が兼ねるものとする。

第21条 本執行部の役職に就く者は本執行部で1年以上の経験を有することが望ましい。委員新旧交代にあたっては、その業務の重要性に鑑み、3か月を目途として引継ぎ期間を置く。

第4節 学友会各種委員会

第22条 本会に属する機関として、次の委員会を置く。各委員会には学生部委員のアドバイザーを置き、アドバイザーは各委員会の遂行の助言をする。

1. 学報委員会

「昭和学報」の企画、取材、原稿収集、編集などを担当し、学報の発行に従事する。

2. ボランティア委員会

誰もが人間らしく豊かに暮らしていける学生生活を目指し、自らが身近なところでできる活動を推進する。

3. クラブ連合委員会

本学公認の全クラブ長から構成される。本委員会は本学公認のクラブ・サークルの統括及び予算の作成をしなければならない。

4. 秋桜祭実行委員会

学園祭を企画、運営する。

5. 学生全体の生活向上に繋がる委員会を新たに設置する場合には、学友会執行部へ申請し、学生総会運営委員会及び学生総会の承認を経て、本会公認団体として活動できるものとする。設置にあたり、構成人数は5名以上とする。

6. 委員会の構成人数が5名未満となり、次年度においても充足の見込みがない場合は解散を求めることがある。

第23条 前条の各委員会は、学生有志で構成される。

第24条 各委員会における委員長・副委員長の任期は1年とする。ただし重任を妨げない。なお各役職に就く者はその組織で1年以上の経験を有することが望ましい。委員新旧交代にあたっては、その業務の重要性に鑑み、3か月を目途として引継ぎ期間を置く。

第25条 第22条の各委員会の組織構成、運営その他詳細については、別に定める。

第3章 会計

第26条 本会の経費は会員の納付する会費、その他の収入をもってこれに充てる。会費の増減が必要な場合には、学生総会の議決を得なければならない。

第27条 本会費は、学友会執行部の会計が管理の責任を負い、会計事務は教学支援センター学生支援課に委託する。

第28条 会員は本会費を授業料納入と同時に納入しなければならない。

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第30条 予算の決定は学生総会の議決を得て、これを大学に報告するものとする。

第31条 学友会執行部は、会計年度終了後、学生総会において、決算の承認を得なければならない。

第4章 通則

第32条 学生総会の議決事項は、公示によりその効果を発する。

第33条 本会のすべての会議は公開を建前とし、本会員に限り各会の議長の許可を得て傍聴することができる。

第34条 この規約に規定する各会の委員の不信任による解任は次の場合に成立する。

1. 学友会学生総会で選出した委員については学友会総会で不信任の議題が2分の1以上の支持でとり上られ、3分の2以上の賛成を以て議決された場合
2. その他の委員会で選出した委員は委員会の構成員の3分の1以上の要請があり、その構成員の3分の2以上の同意があった場合

第35条 本会及び大学のいずれかが必要と認めた場合には、学友会執行部と学長または学生部長と協議することができる。

第36条 この規約を変更するには、学生総会の議決を経て、学長、学生部長の承認を必要とする。

附 則 この規約は令和4年4月1日から施行する。

